

平成30年度第1回佐久市無居住家屋等対策協議会 議事録

日時：平成30年7月31日（火）午後2時00分～午後3時00分

会場：佐久市役所 南棟3階会議室

1 開会

2 あいさつ

柳田会長欠席につき、柏木副会長より挨拶

3 自己紹介

4 協議事項

(1) 特定空家等候補について【資料1-1】 【資料1-2】 【No.1～No.19】

特定空家等候補について、それぞれの状態について解説し、今後対応状況を勘案しながら特定空家等に指定していく方向性であることを説明。

資料については個人情報保護の観点から非公開

《協議》

〔委員〕

解決には至っていない対応中の案件もあると思われるが、どのように対応していくのか。

〔事務局〕

すべて一括して特定空家等に指定するのではなく、所有者等による対応が進められている時点では指定を見合わせ、対応状況を勘案しながら優先度の高い案件から指定していく。

〔委員〕

すべての案件において相続人とは連絡が取れているのか。

〔事務局〕

原則連絡は取れているが、一部の案件は相続放棄により相続人が不存在となっており、連絡を取れる対象者がいない。そのため、相続財産管理人制度の活用を検討しており、次の協議事項(2)で説明する。

〔委員〕

今回の協議会で取り挙げられた以外にもこのような空き家はないか。

〔事務局〕

他にも予備軍と言える空き家もある。

《協議結果》

委員より異議なし

(1)相続財産管理人制度の活用について【資料2-1】 【資料2-2】

所有者以外による特定空き家等の是正・措置方法について説明。

その後、相続人が不存在であり、看過できない状態にある空き家等について相続財産管理人制度を活用していく方向性であることを説明。添付

《協議》

〔委員〕

所有者に対し民事的な訴訟による対応をしている事例はあるか。

〔事務局〕

苦情があれば市から所有者等へ対応を依頼しているが、訴訟に発展している事例はない。

《協議結果》

委員より異議なし

5 その他

(1)固定資産税納税通知書同封のパンフレットについて 【資料3】

建物の適切な管理を促すため、平成30年度の固定資産税納税通知書に資料のパンフレットを同封したことを説明。

《質疑》

〔委員〕

住宅の耐震化に関する補助金について、解体も補助金支給の対象になるのか。

〔事務局〕

解体以外の部分で交付上限額に達するため、解体は支給対象とはならない。

〔委員〕

補足であるが、建てることと解体を両方行うことが要件であるので、両方行われないと補助金の支給対象にはならない。

(2)講演会等の開催について

空き家問題解決のために今後講演会等を行っていく方向性であることを説明。

《質疑》

〔委員〕

相談会や講演会をいつ開催するか見通しはあるか。

〔事務局〕

年内には開催したいと考えている。

6 閉会

